

令 03 原機（科研）017
令和 3 年 12 月 1 日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設
(NSRR 原子炉施設)に係る定期事業者検査の開始報告について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設 NSRR 原子炉施設について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づく定期事業者検査を開始しますので、同法第 29 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄

2. 試験研究用等原子炉施設を設置した事業所の名称及び所在地

名称 原子力科学研究所
所在地 茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

3. 検査の対象及び方法並びに期日

検査の対象 NSRR 原子炉施設
検査の方法 別添 1 「NSRR 原子炉施設の定期事業者検査の計画」のとおり
検査の期日 令和 4 年 1 月 4 日～令和 4 年 8 月 19 日

4. 予定の概要

別添 1 「NSRR 原子炉施設の定期事業者検査の計画」のとおり

添付書類

1. 定期事業者検査の計画

- 定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目及び検査実施予定時期
別添1「NSRR 原子炉施設の定期事業者検査の計画」に定期事業者検査の項目及び検査実施予定時期を示す。
- 定期事業者検査期間中に実施する工事
定期事業者検査の工程に直接影響する工事はない。
- 前回の定期事業者検査からの変更点
該当なし。

2. 試験研究用等原子炉施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標

- 試験研究用等原子炉施設の施設管理目標
別添2「令和3年度 NSRR 原子炉施設の施設管理目標設定票」のとおり。
- 施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標
別添3「令和3年度 NSRR 原子炉施設の施設管理目標設定票（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標）」のとおり。

3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

- イ 施設管理実施計画の始期及び期間
令和4年1月4日から次の定期事業者検査を開始する日の前の日まで。
- ロ 試験研究用等原子炉施設の工事の方法及び時期
I-T型大気圧水カプセルの製作（時期：令和3年9月～令和4年3月）
なお、本工事は修理及び改造を伴わないものであり、原子炉の運転及び定期事業者検査の工程に直接影響しない。
- ハ 試験研究用等原子炉施設の点検、検査等（以下「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
別添1「NSRR 原子炉施設の定期事業者検査の計画」及び別添4「NSRR 原子炉施設（検査要否整理表、設備保全整理表）」のとおり。

ニ 試験研究用等原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

別添 5「NSRR 原子炉施設施設管理実施計画」の第 6 条のとおり。

4. 第三条の九第二項に規定する判定する方法に関する事（一定の期間を含む。）
「一定の期間」として「十二月」を設定し、その期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかは、これまでの点検等の結果に基づき判定する。
5. 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあつては、その変更の内容を説明する書類
別添 4「NSRR 原子炉施設（検査要否整理表、設備保全整理表）」の一部の設備について保全方式の変更を行った。
なお、本変更は定期事業者検査対象となる設備機器の保全方式の見直しに伴うものであり、定期事業者検査の対象設備及び検査項目の変更を伴うものではない。
6. 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類
該当なし。
7. 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつた場合にあつては、第三条の九第三項各号に掲げる以下の事項
 - 一 試験研究用等原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
該当なし。
 - 二 試験研究用等原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果
該当なし。
 - 三 試験研究用等原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該試験研究用等原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）
該当なし。

NSRR原子炉施設の定期事業者検査の計画

法令技術基準	施設区分	設備区分	検査項目	定期事業者検査 予定時期
第6条（地震による損傷の防止）	原子炉格納施設	原子炉建家	原子炉建家の外観検査	令和4年7月
	試験研究用等原子炉施設	制御棟 燃料棟 照射物管理棟 照射物管理棟排風機室 機械棟	建家の外観検査	令和4年7月
第8条（外部からの衝撃による損傷の防止）	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	原子炉建家 避雷設備 排気筒 避雷設備	避雷設備の性能検査	令和4年7月
	—	竜巻飛来物の管理 草木の管理 除灰用資機材の管理	保安記録確認	令和4年7月
第10条（試験研究用等 原子炉施設の機能）	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構	反応度抑制効果確認検査	令和4年7月
	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構	単一パルス運転検査	令和4年8月
	原子炉本体	燃料要素		
	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構 パルス自動運転制御系	台形パルス運転検査	令和4年8月
	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構 パルス自動運転制御系	合成パルス運転検査	令和4年8月
	原子炉本体	燃料要素		
	計測制御系統施設	制御棒自動挿入回路 制御棒 制御棒駆動機構 定出力自動運転制御系	制御用インターロック回路の確認検査	令和4年7月
第11条（機能の確認 等）	原子炉本体	炉心支持構造体	炉心支持構造体の外観検査	令和4年7月
		原子炉プール	原子炉プール漏えい検査	令和4年7月
	計測制御系統施設	原子炉停止回路	原子炉停止回路設定値確認検査	令和4年7月
		制御棒	反応度抑制効果確認検査	令和4年7月
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	サブパイル室	サブパイル室の外観検査	令和4年7月
		実験孔	実験孔の外観検査	令和4年7月
照射カプセル		保安記録確認	令和4年7月	
第12条（材料及び構造）	原子炉本体	炉心支持構造体	炉心支持構造体の外観検査	令和4年7月
		原子炉プール	原子炉プール漏えい検査	令和4年7月
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	燃料貯留プール	燃料貯留プール漏えい検査	令和4年7月
	原子炉格納施設	原子炉建家	原子炉建家の外観検査	令和4年7月
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	サブパイル室	サブパイル室の外観検査	令和4年7月
	放射性廃棄物の廃棄施設	廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和4年7月
		ドレンタンク、ドレンタンク水移送ポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和4年7月

法令技術基準	施設区分	設備区分	検査項目	定期事業者検査 予定時期
第15条（放射性物質による汚染の防止）	原子炉格納施設	原子炉建家	原子炉建家の外観検査	令和4年7月
	試験研究用等原子炉施設	制御棟 燃料棟 照射物管理棟 機械棟	建家の外観検査	令和4年7月
第16条（遮蔽等）	原子炉本体	原子炉プール	線量当量率の測定検査	令和4年8月
	原子炉格納施設	原子炉建家		
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	上部遮蔽ブラグ 下部遮蔽ブラグ 鉛遮蔽体 中性子ラジオグラフィ室に通じる貫通孔 の遮蔽体		
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	カプセル装荷装置（A型） カプセル装荷装置（B型）	カプセル装荷装置（A型）の外観検査 カプセル装荷装置（B型）の外観検査	令和4年7月
第17条（換気設備）	放射性廃棄物の廃棄施設	原子炉建家排気系統 セミホットケープ排気系統 制御棟排気系統 燃料棟排気系統 機械棟排気系統 照射物管理棟排気系統	気体廃棄設備の風量確認検査	令和4年7月
			保安記録確認	令和4年7月
第19条（溢水による損傷の防止）	原子炉格納施設	原子炉建家	原子炉建家の外観検査	令和4年7月
	放射性廃棄物の廃棄施設	ドレンタンク室		
		水処理室	建家の外観検査	令和4年7月
		燃料棟サンプポンプ	燃料棟サンプポンプの作動検査	令和4年7月
		制御棟サンプポンプ	制御棟サンプポンプの作動検査	令和4年7月
		原子炉プールオーバーフローライン 燃料貯留プールオーバーフローライン 床ドレン	保安記録確認	令和4年7月
		燃料棟サンプピット、サンプポンプ	保安記録確認	令和4年7月
	制御棟サンプピット、サンプポンプ	保安記録確認	令和4年7月	
第20条（安全避難通路等）	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	誘導灯	誘導灯の性能検査	令和4年7月
		避難用照明	避難用照明の性能検査	令和4年7月
		安全避難通路 誘導標識 可搬型照明 懐中電灯	保安記録確認	令和4年7月
第21条（安全設備）	計測制御系統施設	漏電ブレーカー	制御棒駆動機構の確認検査	令和4年7月
	放射性廃棄物の廃棄施設	原子炉建家廃棄物保管場所 照射物管理棟廃棄物保管場所 機械棟排風機室廃棄物保管場所	保安記録確認	令和4年7月
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	照射カプセル 感知器 受信機 消火栓 消火器	保安記録確認	令和4年7月
第22条（炉心等）	原子炉本体	炉心支持構造体	炉心支持構造体の外観検査	令和4年7月
		燃料要素 計装燃料	燃料要素外観検査	令和4年7月
	計測制御系統施設	制御棒（安全棒、調整棒）	反応度抑制効果確認検査	令和4年7月

法令技術基準	施設区分	設備区分	検査項目	定期事業者検査 予定時期
第24条（一次冷却材）	原子炉冷却系統施設	一次冷却材	定出力運転検査	令和4年8月
第25条（核燃料物質取扱設備）	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	キャスク	キャスク外観検査	令和4年7月
		燃料取扱器具	保安記録確認	令和4年7月
	放射線管理施設	放射線エリアモニタ	放射線エリアモニタの警報検査	令和4年7月
第26条（核燃料物質貯蔵設備）	原子炉本体	原子炉プール	原子炉プール漏えい検査	令和4年7月
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	燃料貯蔵棚、貯蔵箱 原子炉プール内貯蔵ラック 燃料貯留プール内貯蔵ラック	未臨界性確認検査 貯蔵能力確認検査	令和4年7月
		燃料貯留プール	燃料貯留プール漏えい検査	令和4年7月
		計測制御系統施設	警報回路 原子炉プール水位系	警報回路設定値確認検査
	燃料貯留プール水位系		燃料貯留プール水位系の作動検査	令和4年7月
	燃料貯留プール液面計		保安記録確認	令和4年7月
	放射線管理施設	放射線エリアモニタ	放射線エリアモニタの警報検査	令和4年7月
原子炉格納施設	原子炉建家（原子炉プール及び燃料貯留プール）	原子炉建家の外観検査	令和4年7月	
第28条（冷却設備等）	原子炉冷却系統施設	プール水精製系	プール水精製設備浄化能力確認検査	令和4年7月
	計測制御系統施設	警報回路 原子炉プール水位系	警報回路設定値確認検査	令和4年7月
第29条（液位の保持等）	原子炉本体	原子炉プール	原子炉プール漏えい検査	令和4年7月
	原子炉冷却系統施設	サイフォンブレイク孔（一次冷却設備、プール水精製系）	保安記録確認	令和4年7月
	その他試験研究用等原子炉の附属施設	サブパイル室	サブパイル室の外観検査	令和4年7月
第30条（計測設備）	計測制御系統施設	核計装 原子炉プール水温系 原子炉プール液面計 燃料温度系	原子炉停止回路設定値確認検査（検査前条件で点検校正を確認）	令和4年7月
		制御棒位置指示計	反応度抑制効果確認検査（検査前条件で点検校正を確認）	令和4年7月
		pH計 導電率計	プール水精製設備浄化能力確認検査（検査前条件で点検校正を確認）	令和4年7月
		燃料破損検出器	保安記録確認	令和4年7月
	放射線管理施設	排気ガスモニタ 排気ダストモニタ	排気モニタの警報検査	令和4年7月
その他試験研究用等原子炉の附属施設	ディーゼル発電機 蓄電池	非常用電源設備の作動検査	令和4年7月	
第31条（放射線管理施設）	放射線管理施設	排気ガスモニタ 排気ダストモニタ	排気モニタの警報検査	令和4年7月
		放射線エリアモニタ	放射線エリアモニタの警報検査	令和4年7月
		室内モニタ	室内ダストモニタの警報検査	令和4年7月
第32条（安全保護回路）	計測制御系統施設	原子炉停止回路 核計装 燃料温度系 原子炉プール水位系 地震検出計 原子炉プール液面計 原子炉プール水温系	原子炉停止回路設定値確認検査	令和4年7月
		原子炉保護用インターロック回路	原子炉保護用インターロック回路の確認検査	令和4年7月

法令技術基準	施設区分	設備区分	検査項目	定期事業者検査 予定時期
第33条（反応度制御系 統及び原子炉停止系 統）	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構	反応度抑制効果確認検査	令和4年7月
		原子炉制御設備（制御棒）	過剰反応度検査	令和4年7月
		制御棒 制御棒駆動機構 パルス自動運転制御系 定出力自動運転制御系	制御棒駆動機構の確認検査	令和4年7月
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	圧縮空気設備（10k系空気圧縮 機）		
	計測制御系統施設	制御棒	原子炉停止余裕検査	令和4年7月
		制御棒	落下時間測定検査	令和4年7月
		制御棒自動挿入回路	制御用インターロック回路の確認検査	令和4年7月
		制御棒 制御棒駆動機構 定出力自動運転制御系	定出力運転検査	令和4年8月
	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構	単一パルス運転検査	令和4年8月
	原子炉本体	燃料要素		
	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構 パルス自動運転制御系	台形パルス運転検査	令和4年8月
	原子炉本体	燃料要素	合成パルス運転検査	令和4年8月
	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構 パルス自動運転制御系		
	計測制御系統施設	制御棒駆動機構	保安記録確認	令和4年7月
第34条（原子炉制御室 等）	計測制御系統施設	警報回路	警報回路設定値確認検査	令和4年7月
		制御用インターロック回路	制御用インターロック回路の確認検査	令和4年7月
		安全スイッチ	原子炉停止回路設定値確認検査	令和4年7月
第35条（廃棄物処理設 備）	放射性廃棄物の廃棄施設	原子炉建家排気系統 セミホットケープ排気系統 燃料棟排気系統 制御棟排気系統 機械棟排気系統 照射物管理棟排気系統	気体廃棄設備の風量確認検査	令和4年7月
			気体廃棄設備の捕集効率確認検査	令和4年7月
			保安記録確認	令和4年7月
		ドレンタンク室	原子炉建家の外観検査	令和4年7月
		水処理室	建家の外観検査	令和4年7月
		ドレンタンク、ドレンタンク水移送ポンプ、 配管、弁	保安記録確認	令和4年7月
		廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和4年7月
		廃液処理室サンピット、廃液処理室 サンポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和4年7月
		制御棟サンピット、ポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和4年7月
		燃料棟サンピット、ポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和4年7月
		ブルドレンポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和4年7月
		ドレンタンク室サンブ、ドレンタンク室サン ブポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和4年7月
サブパイル室サンブ、サブパイル室サンブ ポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和4年7月		

法令技術基準	施設区分	設備区分	検査項目	定期事業者検査 予定時期
第36条（保管廃棄設備）	放射性廃棄物の廃棄施設	原子炉建家廃棄物保管場所 照射物管理棟廃棄物保管場所 機械棟排風機室廃棄物保管場所	保安記録確認	令和4年7月
第37条（原子炉格納施設）	原子炉格納施設	原子炉建家 トラックドア パーソナルドア 緊急脱出口	負圧の確認検査	令和4年7月
	放射性廃棄物の廃棄施設	原子炉建家排気系統		
第38条（実験設備等）	計測制御系統施設	警報回路	警報回路設定値確認検査	令和4年7月
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	ホールドダウン機構 カプセル掴み装置		令和4年7月
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	実験孔	原子炉プール漏えい検査	令和4年7月
		ページング式インターホン装置	ページング式インターホン装置の性能検査	令和4年7月
		上部遮蔽ブラグ 下部遮蔽ブラグ 鉛遮蔽体 中性子ラジオグラフィ室に通じる貫通孔 の遮蔽体	線量当量率の測定検査	令和4年8月
		カプセル装荷装置（A型） カプセル装荷装置（B型）	カプセル装荷装置（A型）の外観検査 カプセル装荷装置（B型）の外観検査	令和4年7月
		照射カプセル	保安記録確認	令和4年7月
第40条（保安電源設備）	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	ディーゼル発電機 蓄電池	非常用電源設備の作動検査	令和4年7月
第41条（警報装置）	計測制御系統施設	警報回路 核計装 燃料温度系 原子炉プール水位系 原子炉プール水温系	警報回路設定値確認検査	令和4年7月
	放射性廃棄物の廃棄施設	廃液タンク		令和4年7月
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	ホールドダウン機構 カプセル掴み装置		令和4年7月
	放射線管理施設	放射線エリアモニタ	放射線エリアモニタの警報検査	令和4年7月
		排気ガスモニタ 排気ガスモニタ	排気モニタの警報検査	令和4年7月
	放射性廃棄物の廃棄施設	ドレンタンクの漏えい検知器	ドレンタンクの漏えい検知器の作動検査	令和4年7月
廃液タンクの漏えい検知器		廃液タンクの漏えい検知器の作動検査	令和4年7月	
第42条（通信連絡設備等）	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	ページング式インターホン装置	ページング式インターホン装置の性能検査	令和4年7月
		携帯電話 固定電話	施設間通信連絡設備の性能検査	令和4年7月

令和3年度 NSRR 原子炉施設の施設管理目標 (設定・達成状況) 票				所長 (承認)	研究炉加速器技 術部長 (作成)	放射線管理部長 (作成)	工務技術部長 (作成)
「原子力科学研究所原子炉施設保安規定」に基づき施設管理目標				R3/4/28	R3/4/27	R3/4/27	R3/4/27
施設管理方針	施設管理目標	管理尺度	目標値	達成状況及びその評価 ^{※1}			
(1) 安全確保を最優先とする。	施設管理を行ううえで重要な設備・機器について、適切な管理指標を定め管理する。	実施頻度 (評価)	施設管理実施計画の期間に1回以上	達成状況及びその評価 ^{※1}			
	保全活動を行う者の力量管理を確実に行う。	実施頻度 (教育) 実施頻度 (再評価)	年1回以上 年1回以上				
	保全活動を実施することにより、経年劣化や部品の消耗に伴う設備・機器等の不具合又はその兆候の発見に努め、発見した場合には、適切な対策を講じる。	実施頻度	検査、点検、巡視の都度				
	CAP 活動を行い、自施設及び他施設で発生する不適合情報等を共有し、是正処置、未然防止処置等を確実に実施する。	実施頻度 処置率 ^{※2}	原則週1回 100%				
(2) 法令及びルール (自ら決めたことや社 会との約束) を守る。	法令及び保安規定を遵守し、施設管理に必要な保全活動を実施する。	達成度	100%	達成状況及びその評価 ^{※1}			
(3) 情報共有及び相互理解に、不断に取り 組む。	施設管理に関する情報を関係者間で十分に共有し、相互理解を深める。	実施頻度	月1回以上				
(4) 保安業務 (運転管理、施設管理等) の 品質目標とその活動を定期的にレビュー し、継続的な改善を徹底する。	施設管理実施状況をレビューし、保全活動の継続的な改善を確実に行う。	実施頻度	施設管理実施計画の期間又は年1回以上				

注) 施設管理目標は、理事長が定めた施設管理方針と整合すること。また、達成度をどのような尺度で判断するかを十分に考慮した上で具体的に定めること。
 本票は、施設管理目標の設定時及び達成状況の評価時にその都度作成する。施設管理目標を設定する場合は「設定」に○を、達成状況の評価の場合は「達成状況」に○を記す。
 ※1: 達成状況の評価では、管理尺度及び目標値に係る評価のみならず、保全活動の実施状況を踏まえて施設管理目標の達成状況を評価すること。
 ※2: 予算措置等を含め、長期的な対応が必要な場合は、処置の計画策定をもって、処置済とみなすことができる。

令和3年度 NSRR 原子炉施設の施設管理目標 (設定・達成状況) 票 (施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標)											
研究炉加速器 技術部長 (承認)	原子炉主任 技術者 (同意)	工務技術 部長 (確認)	放射線管理 部長 (確認)	NSRR 管理 課長 (作成)	工務第1 課長 (作成)	放射線管理 第2課長 (作成)					
R3/5/16	R3/4/28	R3/8/27	R3/4/27	R3/4/26	R3/4/26	R3/4/27					
「原子力科学研究所原子炉施設保安規定」に基づく施設管理目標 (施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標)							R3/5/16	R3/4/28	R3/8/27	R3/4/26	R3/4/27

施設名	対象となる系統		機能	目標値 (確認頻度)	達成状況及びその評価※
	設備等	機器等			
本体施設	原子炉制御設備	制御棒	原子炉の緊急停止及び 未臨界維持	運転中における制御棒の挿入不全 :1回未満 (半期毎)	
特定施設	非常用電源設備	蓄電池(無停電電源装置)	商用電源喪失時におけ る電源供給	原子炉運転中において外部電源の供給 が停止した場合における蓄電池(無停電 電源装置)の故障回数 :1回未満 (半期毎)	
放射線管理施設	排気筒モニタリング設備	排気ダストモニタ 排気ガスモニタ	監視	通常の監視状態からの逸脱回数(代替機 器への交換ができない場合に限る。) :1回/四半期以下かつ2回/年以下 (四半期毎)	

注) 本票は、施設管理目標の設定時及び達成状況の評価時にその都度作成する。施設管理目標を設定する場合は「設定」に○を、達成状況の評価の場合は「達成状況」に○を記す。
 ※: 達成状況の評価では、管理尺度及び目標値に係る評価の実施状況を踏まえて施設管理目標の達成状況を評価すること。

承認	同意	確認	確認	作成	作成	作成
研究炉 加速器 技術部長	原子炉 主任 技術者	工務 技術 部長	放射線 管理 部長	NSRR 管理 課長	工務第1 課長	放射線 管理第2 課長
R3/11/25	R3/11/25	R3/11/25	R3/11/25	R3/11/25	R3/11/25	R3/11/25

NSRR原子炉施設

(検査要否整理表、設備保全整理表)

令和3年11月

原子力科学研究所
研究炉加速器技術部 NSRR管理課
工務技術部 工務第1課
放射線管理部 放射線管理第2課

検査要否整理表 (NSRR原子炉施設)

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認、知見考慮、一様当なし)		検査内容	対策設備
			ガイドの例 (水冷却)	自施設評価		
5	試験研究用等原子炉施設の地盤	第五節 試験研究用等原子炉施設(船舶)に設置するものを除く。第六節、第七節及び第八節第一項において同じ。は、試験研究用等原子炉施設に設置するもの地盤が、第六節、第七節及び第八節第一項において試験研究用等原子炉施設に設置されたものである地盤に設置されたものでなければならぬ。	○	○	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	・原子炉建家 ・燃料採 ・制御棟 ・機械棟 ・照射物管理棟 ・排気筒
			○	○	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 【原子炉建家の外観検査】(第12条(材料及び構造等)、第15条(放射線物質による汚染の防止)、第19条(漏水による損傷の防止)、第26条(放射性物質の汚染の防止)、第35条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(漏水による損傷の防止)、第35条(放射性物質による汚染の防止)と同時に行う。)	・耐震クラス、Cクラスの建家、設備機器
6	地震による損傷の防止	2 耐震重要施設(試験研究用等原子炉施設)は、これに作用する地震力(試験研究用等原子炉施設)に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。は、その使用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(試験研究用等原子炉施設)に規定する地震力をいう。に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。	△	○	・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
			△	○	・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
7	津波による損傷の防止	第七節 試験研究用等原子炉施設は、その使用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(試験研究用等原子炉施設)に規定する津波をいう。によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。	▲	○	・津波に係る保安設備や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	なし
			▲	●	【建造設備の性能検査】 ・層、地震及び津波以外の自然現象に係る保安措置(竜巻飛来物の管理、草木の管理、除去用機械等の管理)は保安記録確認として実施する。	・原子炉建家 避震設備 ・排気筒 避震設備 なし
8	外部からの衝撃による損傷の防止	2 試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。))により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。	▲	○	・外部衝撃に係る保安措置(運木の管理)は保安記録確認として実施する。	なし
			▲	○	・船舶用原子炉施設ではない。	なし
9	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第九節 試験研究用等原子炉施設は、航空機の墜落により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。	▲	○	・航空機墜落に係る保安設備や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	なし
			●	○	・核物質防護措置(定常保守状況検査)として実施する。	・原子炉建家 ・燃料採 ・制御棟 ・機械棟 ・照射物管理棟 ・ハルス自動運転制御系(出力制御回路)

技術基準	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認、知見考慮、 一該当なし)		対象設備
		ガイドの項 (水冷却)	自施設評価	
10 試験研究用等 原子炉施設の 機能	第十條 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならぬ。	○	○	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの又はその他の確認等に代える場合の内容・規模)
		○	○	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。
		○	○	【反応度抑制効果確認検査】(第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)、第30条(計測設備)、第33条(反応度制御システム及び原子炉停止系統)に係る検査と同様に行う。)
		○	○	【単一ハルス運転検査】(第33条(反応度制御システム及び原子炉停止系統)と同様に行う。)
		○	○	【台形ハルス運転検査】(第33条(反応度制御システム及び原子炉停止系統)と同様に行う。)
		○	○	【合成ハルス運転検査】(第33条(反応度制御システム及び原子炉停止系統)と同様に行う。)
		○	○	【制御用インターロック回路の確認検査】(第33条(反応度制御システム及び原子炉停止系統)、第34条(原子炉制御室等)と同様に行う。)
		○	○	【定出力運転検査】(第24条(一次冷却材)、第33条(反応度制御システム)及び原子炉停止系統)と同様に行う。)
		○	○	【出力支持構造体の外観検査】(第12条(材料及び構造等)、第22条(炉心等)と同様に確認する。)
		○	○	【炉心支持構造体の外観検査】(第12条(材料及び構造等)、第22条(炉心等)と同様に確認する。)
11 機能の確認等	第十一條 試験研究用等原子炉施設は、原子炉運転時その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができていなければならない。	○	○	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・定出力自動運転制御系
		○	○	なし
		○	○	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・燃料要素 ・ハルス自動運転制御系
		○	○	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・定出力自動運転制御系
		○	○	なし
		○	○	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・燃料要素 ・ハルス自動運転制御系
		○	○	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・定出力自動運転制御系
		○	○	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・燃料要素 ・ハルス自動運転制御系
		○	○	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・定出力自動運転制御系
		○	○	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・燃料要素 ・ハルス自動運転制御系

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認、知見考慮、 一該当なし)	自施設評価師 (水検印)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備				
12 材料及び構造 等	技術基準 項目	<p>技術基準の要求事項</p> <p>第十二条 試験研究用原子炉施設に属する機器、管、弁及びポンプ並びにこれらをサポートする構造物並びに炉心支持構造体のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによりならなければならない。この場合において、第一号(容器等の材料に係る部分に限る。)及び第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用材料業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p> <p>一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。</p> <p>二 容器等の主要な耐圧部の溶接部(溶接金属層部及び溶接線部をいう。以下この号において同じ。)は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 不連続で特異な形状でないものとして、健全な溶接部の確保に有害な溶込みや溶込み不良その他の欠陥が生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保により確認したものであること。</p> <p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p> <p>二 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものであり溶接したものであること。</p>	●	-	<p>設備ごとに竣工検査及び使用前事業者検査で確認する。</p> <p>【炉心支持構造体の外観検査】(第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)と同時に確認する。)</p> <p>【原子炉プール漏えい検査】(第11条(機能の確認等)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第29条(液位の保持等)、第38条(実験設備等)と同時に確認する。)</p> <p>【燃料貯留プール漏えい検査】(第26条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に確認する。)</p> <p>【原子炉建家の外観検査】(第6条(地震による損傷の防止)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)第35条(廃棄物処理設備)と同時に確認する。)</p> <p>【サブパイル蓋の外観検査】(第11条(機能の確認等)、第29条(液位の保持等)と同時に確認する。)</p> <p>液体廃棄設備の外観(廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁)については保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に確認する。)</p> <p>ドレンタンクの外観、ドレンタンク移送ポンプの作動については保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に確認する。)</p> <p>放射性物質移送配管の外観(ドレンタンク水移送ポンプの配管、弁)については保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に確認する。)</p> <p>使用前事業者検査(溶接検査)で確認するため、定期事業者検査は不要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 炉心支持構造体 原子炉プール 燃料貯留プール 原子炉建家 サブパイル蓋 廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁 ドレンタンク、ドレンタンク水移送ポンプ、配管、弁 原子炉プール 燃料貯留プール 原子炉プール 燃料貯留プール 廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁 ドレンタンク、ドレンタンク水移送ポンプ、配管、弁 				
					同時確認		同時確認	同時確認	同時確認	同時確認
					同時確認		同時確認	同時確認	同時確認	同時確認
					同時確認		同時確認	同時確認	同時確認	同時確認
					同時確認		同時確認	同時確認	同時確認	同時確認
					同時確認		同時確認	同時確認	同時確認	同時確認
					同時確認		同時確認	同時確認	同時確認	同時確認
					同時確認		同時確認	同時確認	同時確認	同時確認

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、 一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
			ガイドの別 (水冷炉)	実施段階		
13	安全弁等	2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないものでなければならぬ。	▲	○	【原子炉プール漏えい検査】(第11条(機能の確認等)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第29条(液位の保持等)、第38条(実験設備等)と同時に行う。)	・原子炉プール
		3 試験研究用等原子炉施設に属する容器であって、その材料が中性子照射を受け、その材料が著しく劣化するおそれがあるものの内部は、監視試験片を備えたものでなければならぬ。	▲	○	【燃料貯留プール漏えい検査】(第26条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に行う。)	・燃料貯留プール
		第十三条 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過渡の上昇を適切に防止する性能を有する安全弁、逆がし弁、破断板又は真空破断板(第十五条第二項において「安全弁等」という。)が必要箇所(第五十二条)に設置されなければならない。	▲	○	【液体廃棄設備の外観検査】(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	・廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁
14	逆止め弁	第十四条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備(排気筒並びに第三十七条及び第三十八条(第五十二条)に規定するものを除く。)へ放射性物質を含まない流体を導く管は、逆止め弁が設けられていない場合は、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	▲	○	【ドレンタンクの外観、ドレンタンク水移送ポンプの作動については保安記録確認と同時に行う。】(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	・ドレンタンク、ドレンタンク水移送ポンプ、配管、弁
		第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいするおそれがある場合は、これを安全に廃棄し得るよう(第五十二条)に設置されなければならない。	▲	○	【中性子照射により材料が著しく劣化するおそれがないため、定期事業者検査は不要である。】	なし
15	放射性物質による汚染の防止	2 試験研究用等原子炉施設は、逆がし弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを安全に廃棄し得るよう(第五十二条)に設置されなければならない。	△	○	【設置する設備がないため、定期事業者検査は不要である。】	なし
		3 試験研究用等原子炉施設は、工場の外に排水を排出する排水路(清水に係るものを除く。以下この項において同じ。)の上、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないものでなければならぬ。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設(放射性物質の漏えいがあるおそれがある部分に限る。)以外の施設であって当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合は、当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十一条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	△	○	【原子炉建屋の外観検査】(第6条(拘束による損傷の防止)、第12条(材料及び構造等)、第19条(溢水による損傷の防止)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	・原子炉建屋
		4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻りに出入りする建屋又は船舶の内部の壁、床その他の部分であって、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならぬ。	△	○	【建屋の外観検査】(燃料槽、照射物管理棟、制御棟、機械棟) (第6条(地盤による損傷の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)、第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	・燃料槽 ・照射物管理棟 ・制御棟 ・機械棟
		第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接ガンマ線及びスキャッターガンマ線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会が定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならぬ。	●	○	【物質当量率の測定検査】(第38条(実験設備等)と同時に行う。)	・原子炉プール ・実験設備(上部遮蔽プラダ、下部遮蔽プラダ、鉛遮蔽体) ・中性子ラジオグラフィ室に 通じる円筒孔の遮蔽体 ・原子炉建屋 ・乾水

技術基準 条	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、 ○△同時確認・知見考慮、 ○△同時確認・知見考慮、 一致当なし)		対象設備
			ガイドの例 (水冷却)	実施設備	
17	換気設備	2 工場等(原子力船を含む。)内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。	●	○ 知見考慮 同時確認	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又はその他の確認等に代える場合の内容・根拠 ・設備ごとに設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・遮蔽設備の構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 【線量当量率の測定検査】(第38条(実験設備等)と同時に行う。)
		二 開口部又は配管その他の風通孔がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合は、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること。	●	○ 知見考慮 同時確認	【カプセル装荷装置(A型)の外観検査】(第38条(実験設備等)と同時に行う。) 【カプセル装荷装置(B型)の外観検査】(第38条(実験設備等)と同時に行う。)
		三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること。	○ 知見考慮	○ 知見考慮 同時確認	・軽水 ・原子炉プール ・実験孔設備(上部遮蔽ブラグ、下部遮蔽ブラグ、液体) ・カプセル装荷装置(A型、B型) ・中性子ラジオグラフィ室に通じる風通孔の遮蔽体
17	換気設備	一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。	●	○ 同時確認	【気体廃棄設備の風量確認検査】(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)
		二 放射性物質により汚染された空気が漏えい及び逆流のし難い構造であるものであること。	○ 同時確認	○ 同時確認 保安記録確認	【気体廃棄設備の風量確認検査】(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。) ・気体廃棄設備の外観については保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)
		三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること。	○ 知見考慮	○ 知見考慮 同時確認	・軽水 ・原子炉プール ・実験孔設備(上部遮蔽ブラグ、下部遮蔽ブラグ、液体) ・カプセル装荷装置(A型、B型) ・中性子ラジオグラフィ室に通じる風通孔の遮蔽体

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、 一該当なし)	ガイドの例 (水冷却)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの又は その他の確認等に代える場合の内容・規模)	対象設備
19	漏水による損傷の防止	三 通装置を有する場合にあつては、通装置の放射性物質による汚染の除去又は通装置の取替えが容易な構造であること。	○	同時確認	・通装置の取替えが容易なことについては、該工器検査及び使用前事業者検査で確認する。 ・通装置の取替えが容易な構造については、変化することがないため、定期事業者検査は不要である。	・原子炉建屋排気系統(空気浄化装置) ・セメントケーブ非気系統(空気浄化装置) ・制御棟排気系統(空気浄化装置) ・燃料棟排気系統(空気浄化装置) ・機材棟排気系統(空気浄化装置) ・照射物管理棟排気系統(空気浄化装置)
		四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸入し難いように設置されたものであること。	○	同時確認	・該工器検査及び使用前事業者検査で確認する。 ・吸気口の位置は変化しないことから、定期事業者検査は不要である。	・原子炉建屋排気系統 ・制御棟排気系統 ・燃料棟排気系統 ・機材棟排気系統 ・照射物管理棟排気系統 ・原子炉停止回路 ・制御棟移動機構
		第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における漏水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。 2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るとある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	▲	同時確認	【原子炉建屋の外観検査】(第6条(地震による損傷の防止)、第12条(材料及び構造等)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第35条(廃棄物処理設備)と同時にを行う。) 【建屋の外観検査】(機械棟(水処理室の扉)) (第6条(地震による損傷の防止)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第35条(廃棄物処理設備)と同時にを行う。)	・原子炉建屋地下(ドレンタンクを含む)、原子炉建屋1階(バーナナルドア及びトラップドア)の検査 ・水処理室の扉
20	安全避難通路等	第二十條 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていないなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路	●	保安記録確認	【誘導灯の性能検査】 安全避難通路、誘導標識の点検記録については、保安記録確認として実施する。	・誘導灯 ・安全避難通路 ・誘導標識
		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明	●	保安記録確認	【避難用照明の性能検査】 可搬型照明、懐中電灯については、保安記録確認として実施する。	・避難用照明 ・可搬型照明 ・懐中電灯
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源	●	保安記録確認	保安記録確認	
			●	保安記録確認	【燃料棟サンポンプの作動検査】 燃料棟サンポンプの外観検査	・燃料棟サンポンプ
			●	保安記録確認	【制御棟サンポンプの作動検査】 制御棟サンポンプの外観検査	・制御棟サンポンプ
			●	保安記録確認	燃料棟サンポンプ及びサブポンプの外観は保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時にを行う。)	・燃料棟サンポンプ及びサブポンプ
			●	保安記録確認	制御棟サンポンプ及びサブポンプの外観は保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時にを行う。)	・制御棟サンポンプ及びサブポンプ
			●	保安記録確認	保安記録確認	
			●	保安記録確認	保安記録確認	
			●	保安記録確認	保安記録確認	

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○同時確認、知見考慮、 △同時確認、知見考慮、 一致当なし)		実施段階 (水冷却)	対象設備	
			方々の別 (水冷却)	自施設評価			
21 安全設備	条	第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されなければならない。 一 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、二以上の原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。 二 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障（試験許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。第三十二条第三号において同じ。）が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること。ただし、原子炉機械網装置その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る状態にあつては、この限りでない。 三 安全設備は、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること。 四 火災により損傷を受けるおそれがある場合においては、次に掲げるところによること。 イ 火災の発生を防止するため可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用すること。 ロ 必要に応じて火災の発生を感知する設備及び消火を行う設備が設けられていること。 ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、防火煙の設置その他の適切な防火措置を講ずること。	○ 知見考慮	○ 同時確認	なし	なし	
		第二十二条 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造体の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 知見考慮	○ 同時確認	なし	なし	なし
		第二十三条 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造体の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 知見考慮	○ 同時確認	なし	なし	なし
		第二十四条 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造体の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 知見考慮	○ 同時確認	なし	なし	なし
		第二十五条 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造体の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 知見考慮	○ 同時確認	なし	なし	なし
		第二十六条 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造体の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 知見考慮	○ 同時確認	なし	なし	なし
		第二十七条 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造体の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 知見考慮	○ 同時確認	なし	なし	なし
		第二十八条 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造体の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 知見考慮	○ 同時確認	なし	なし	なし
22 炉心等	条	第二十九条 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造体の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 知見考慮	○ 同時確認	なし	なし	
		第三十条 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造体の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 知見考慮	○ 同時確認	なし	なし	なし

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認、初見考慮、 ガイドの例 一致当なし)		実施計画 (水冷却)	対象設備
			同時確認	同時確認		
30	計測設備	第三十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて代えることができる。 一 熱出力及び炉心における中性子束密度	●	○	同時確認	【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第32条(安全保護回路)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。) ・核計装の点検校正について、検査前条件の中で確認する。
		二 炉周期	●	○	同時確認	【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第32条(安全保護回路)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。) ・核計装の点検校正について、検査前条件の中で確認する。
		三 制御棒(固体の新御材をいう。以下同じ。)の位置	●	○	同時確認	【反応度抑制効力確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能、第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)、第33条(反応度制御系統及び原子炉停止系統))と同時に行う。) ・制御棒位置指示計の校正について、検査前条件の中で確認する。
		四 一次冷却材に関する次の事項 イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度	●	○	同時確認	【プール水精製設備浄化能力確認検査】(第28条(冷却設備等)と同時に行う。) ・pH計、導電率計 ・燃料破損検出器
31	放射線管理施設	ロ 原子炉容器内における温度、圧力、流量及び液位	●	○	同時確認	【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第32条(安全保護回路)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。) ・原子炉プール水温系、原子炉プール液面計 ・核計装
		2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し及び対策を講ずるために必要な試験研究用等原子炉の停止後の温度、液位その他の試験研究用等原子炉施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という。)を、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたって監視し及び記録することができ、記録が設けられていなければならない。	●	○	同時確認	【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第32条(安全保護回路)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。) ・燃料温度系 ・原子炉プール液面計 ・核計装
		第三十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて代えることができる。 一 放射性廃棄物の排出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度 二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	●	○	同時確認	【排気モニタの警報検査】(第31条(放射線管理施設)、第41条(警報装置)と同時に行う。) 【非常用電源設備の作動検査】(第40条(保安電源設備)と同時に行う。) 【排気モニタの警報検査】(第30条(計測設備)、第41条(警報装置)と同時に行う。)
		三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会定める線量当量及び空気中の放射性物質の濃度	●	○	同時確認	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。 【放射線エリアモニタの警報検査】(第25条(放射性物質取扱設備)、第26条(放射性物質貯蔵設備)、第41条(警報装置)と同時に行う。) 【室内ガスモニタの警報検査】

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、 ○△同時確認) ガイドの別 (水冷却)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
			一般当なし	自施設詳細		
安全保護回路	条	第三十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路が設けられていなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること。 二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいする可能性がある場合において、これを抑制し又は防止するための設備を速やかに作動させる必要があるときは、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。 三 安全保護回路を構成する機械装置は、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性又は多様性を確保するものであること。 四 安全保護回路を構成するチャネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものであること。 五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の試験研究用等原子炉の運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合においても、試験研究用等原子炉施設への影響が緩和される状態に移行し、又は当該事象が進捗しない状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。 六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。 七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合において、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものであること。 八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更できるものであること。	●	○	【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に進行。) 【原子炉保護用インターロック回路の確認検査】 * 送出力炉であり、多量の放射性物質の漏洩する事故の想定はないため施設定期事業者検査は不要である。 * 設備ごとと施工確認検査及び使用前事業者検査で確認する。 【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に進行。) 【原子炉保護用インターロック回路の確認検査】	・原子炉停止回路 ・原子炉保護用インターロック回路
		○	○	【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に進行。) 【原子炉保護用インターロック回路の確認検査】	・原子炉停止回路 ・原子炉保護用インターロック回路	
		○	○	【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に進行。) 【原子炉保護用インターロック回路の確認検査】	・原子炉停止回路 ・原子炉保護用インターロック回路	
		○	○	【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に進行。) 【原子炉保護用インターロック回路の確認検査】	・原子炉停止回路 ・原子炉保護用インターロック回路	
		○	○	【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に進行。) 【原子炉保護用インターロック回路の確認検査】	・原子炉停止回路 ・原子炉保護用インターロック回路	
		○	○	【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に進行。) 【原子炉保護用インターロック回路の確認検査】	・原子炉停止回路 ・原子炉保護用インターロック回路	
		○	○	【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に進行。) 【原子炉保護用インターロック回路の確認検査】	・原子炉停止回路 ・原子炉保護用インターロック回路	
		○	○	【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に進行。) 【原子炉保護用インターロック回路の確認検査】	・原子炉停止回路 ・原子炉保護用インターロック回路	

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○同時確認・知見考慮、 一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備		
			ガイドの例 (水冷却)	実施設備				
35 保管薬液設備		<p>技術基準の要求事項</p> <p>七 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が飛散し難いものであること。</p> <p>2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備(液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。)が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが増大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところにより設置されなければならない。</p> <p>一 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。</p> <p>二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられし溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物がその受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいが増大を防止するための堰が設けられていること。</p> <p>三 施設外に通ずる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設けられていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>第三十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによりなされるものでなければならない。</p> <p>一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。</p> <p>二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。</p> <p>三 高温熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。</p> <p>2 液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が妨がらないように設置されたものでなければならない。</p> <p>3 前条第二項の規定は、液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。</p>	●	保安記録確認	放射線物質移送配管(ドレンタンク室サンプの配管、弁)の外観について保安記録確認として実施する。 ・ドレンタンク室サンプの外観、ドレンタンク室サンプポンプの作動について保安記録確認として実施する。 ・放射線物質移送配管(サブパイル室サンプの配管、弁)の外観について保安記録確認として実施する。 ・サブパイル室サンプの外観、サブパイル室サンプポンプの作動について保安記録確認として実施する。 ・当該設備はなく、廃棄物処理施設に引渡して処理する。	・ドレンタンク室サンプ、ドレンタンク室サンプポンプ、配管、弁 ・サブパイル室サンプ、サブパイル室サンプポンプ、配管、弁 なし		
			▲	○ 同時確認	【原子炉建家の外観検査】(ドレンタンク室)(第6条(地震による損傷の防止)、第12条(材料及び構造等)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)及び第28条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に行う)。 【建家の外観検査】(機械排水処理室)(第6条(地震による損傷の防止)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)と同時に行う)。	・ドレンタンク室 ・水処理室		
			▲	○ 同時確認	【原子炉建家の外観検査】(ドレンタンク室)(第6条(地震による損傷の防止)、第12条(材料及び構造等)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)及び第28条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に行う)。 【建家の外観検査】(機械排水処理室)(第6条(地震による損傷の防止)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)と同時に行う)。	○ 同時確認	【原子炉建家の外観検査】(ドレンタンク室)(第6条(地震による損傷の防止)、第12条(材料及び構造等)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)及び第28条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に行う)。 【建家の外観検査】(機械排水処理室)(第6条(地震による損傷の防止)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)と同時に行う)。	・ドレンタンク室 ・水処理室
			▲	○ 同時確認	【原子炉建家の外観検査】(ドレンタンク室)(第6条(地震による損傷の防止)、第12条(材料及び構造等)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)及び第28条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に行う)。 【建家の外観検査】(機械排水処理室)(第6条(地震による損傷の防止)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)と同時に行う)。	○ 同時確認	【原子炉建家の外観検査】(ドレンタンク室)(第6条(地震による損傷の防止)、第12条(材料及び構造等)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)及び第28条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に行う)。 【建家の外観検査】(機械排水処理室)(第6条(地震による損傷の防止)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)と同時に行う)。	・ドレンタンク室 ・水処理室
			●	保安記録確認	・廃棄物の保管容量の管理については、保安記録確認として実施する。	保安記録確認	・原子炉建家廃棄物保管場所 ・照射物管理機廃棄物保管場所 ・機械排水処理室廃棄物保管場所	
			●	保安記録確認	・適切な廃棄物容器等により汚染の拡大防止を図る。保安記録確認として実施する。	保安記録確認	・原子炉建家廃棄物保管場所 ・照射物管理機廃棄物保管場所 ・機械排水処理室廃棄物保管場所	
			▲	—	・高温熱や放射線照射等により廃棄物が過熱されるおそれ及び化学薬品の使用がないため、定期事業者検査は不要である。 ・適切な廃棄物容器等により汚染の拡大防止を図る。保安記録確認として実施する。	—	なし	
			●	保安記録確認	・適切な廃棄物容器等により汚染の拡大防止を図る。保安記録確認として実施する。	保安記録確認	・原子炉建家廃棄物保管場所 ・照射物管理機廃棄物保管場所 ・機械排水処理室廃棄物保管場所	
			▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	—	なし	

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合に、○△同時確認、知見考慮、ガイドの例一該当なし)		【負圧の確認検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又はその他の確認等にて代える場合の内容・根拠	対象設備
			ガイダンスの例 (水冷却)	実施設備		
37	原子炉格納施設	<p>第三十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設が設けられなければならない。</p> <p>一 通常運転時に、その内部を負圧状態に維持し得るものであり、かつ、所定の漏えい率を超えることがないものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。</p> <p>二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を低減すること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合には、この限りでない。</p>	▲	●	【負圧の確認検査】 原子炉建屋 原子炉建屋排気システム トランプドア パージナルドア 緊急脱出口 緊急出口	
			<p>第三十八条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備等(試験炉計可達線則第二十九条に規定する実験設備等をいう。以下この条において同じ。)は、次に掲げられるものでなければならない。</p> <p>一 実験設備の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること。</p>	▲	●	【負圧の確認検査】 原子炉建屋 原子炉建屋排気システム トランプドア パージナルドア 緊急脱出口 排気筒 排気筒については、設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【原子炉プール漏えい検査】(第11条(機能の確認等)、第12条(材料及び構造等)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第29条(液位の保持等)と同時に行う。)(実験孔の健全性の確認) 【警報回路設定値確認検査】(実験物固定異常)(第28条(核燃料物質貯蔵設備)、第28条(冷却設備等)、第34条(原子炉制御室等)及び第41条(警報設備)と同時に行う。) 【線量当量率の測定検査】(第16条(遮蔽等)と同時に行う。)
38	実験設備等	<p>二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入されないものであること。</p> <p>三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。</p> <p>四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全上必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものであること。</p> <p>五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡できる場所であること。</p>	▲	○	【放射線検出装置】(第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第28条(冷却設備等)、第34条(原子炉制御室等)及び第41条(警報設備)と同時に行う。) 【カプセル監視装置(A型)の外観検査】(第16条(遮蔽等)と同時に行う。) 【カプセル監視装置(B型)の外観検査】(第16条(遮蔽等)と同時に行う。) 【照射カプセルの使用時の点検】については、保安記録確認として実施する。 【警報回路設定値確認検査】(実験物固定異常)(第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第28条(冷却設備等)、第34条(原子炉制御室等)及び第41条(警報設備)と同時に行う。) 【照射カプセル】については、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】については、保安記録確認として実施する。(第21条(安全設備)と同時に行う。) 【線量当量率の測定検査】(第16条(遮蔽等)と同時に行う。)	照射カプセル ホールドダウン機構 カプセル組み装置 照射カプセル 上部遮蔽ブラグ 下部遮蔽ブラグ 給送管 中性子ラジオグラフィ室に通じる貫通孔の遮蔽体 カプセル監視装置(A型、B型)
			<p>三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。</p> <p>四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全上必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものであること。</p> <p>五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡できる場所であること。</p>	▲	○	【放射線検出装置】(第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第28条(冷却設備等)、第34条(原子炉制御室等)及び第41条(警報設備)と同時に行う。) 【照射カプセルの使用時の点検】については、保安記録確認として実施する。 【警報回路設定値確認検査】(実験物固定異常)(第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第28条(冷却設備等)、第34条(原子炉制御室等)及び第41条(警報設備)と同時に行う。) 【照射カプセル】については、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認】については、保安記録確認として実施する。(第21条(安全設備)と同時に行う。) 【線量当量率の測定検査】(第16条(遮蔽等)と同時に行う。)
39	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	<p>第三十九条 中出力炉、高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線等を放出するおそれのあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。</p>	○	○	【放射性物質の検出装置】(第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第28条(冷却設備等)、第34条(原子炉制御室等)及び第41条(警報設備)と同時に行う。) 【ベージング式インターホン装置の性能検査】(第42条(通信連絡設備)に係る検査と同時に行う。) 【低出力炉であり、多量の放射性物質の漏洩する事故の想定はないため施設定期事業者検査は不要である。】	ベージング式インターホン装置 ホールドダウン機構 カプセル組み装置 警報回路 ベージング式インターホン装置
			<p>第三十九条 中出力炉、高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線等を放出するおそれのあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。</p>	○	○	【放射性物質の検出装置】(第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第28条(冷却設備等)、第34条(原子炉制御室等)及び第41条(警報設備)と同時に行う。) 【ベージング式インターホン装置の性能検査】(第42条(通信連絡設備)に係る検査と同時に行う。) 【低出力炉であり、多量の放射性物質の漏洩する事故の想定はないため施設定期事業者検査は不要である。】

設備保全整理表 (NSRR原子炉施設)

許可事項 記載事項	保安対策設備機器			使用段階(通常の稼働期間12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査)				中長期更新(通常の稼働期間12月間を超えない期間での更新)			担当部署
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保安 重要度	保全 方式	●立入検査 ①定期点検 ②定期点検 ③定期点検 ④定期点検 ⑤定期点検 ⑥定期点検 ⑦定期点検 ⑧定期点検 ⑨定期点検 ⑩定期点検 ⑪定期点検 ⑫定期点検 ⑬定期点検 ⑭定期点検 ⑮定期点検 ⑯定期点検 ⑰定期点検 ⑱定期点検 ⑲定期点検 ⑳定期点検 ㉑定期点検 ㉒定期点検 ㉓定期点検 ㉔定期点検 ㉕定期点検 ㉖定期点検 ㉗定期点検 ㉘定期点検 ㉙定期点検 ㉚定期点検 ㉛定期点検 ㉜定期点検 ㉝定期点検 ㉞定期点検 ㉟定期点検 ㊱定期点検 ㊲定期点検 ㊳定期点検 ㊴定期点検 ㊵定期点検 ㊶定期点検 ㊷定期点検 ㊸定期点検 ㊹定期点検 ㊺定期点検 ㊻定期点検 ㊼定期点検 ㊽定期点検 ㊾定期点検 ㊿定期点検	更新 頻度	更新 頻度	更新 頻度		
		原子炉制御設備(制御棒駆動装置)	高速トランジエント棒	高	時間	<ul style="list-style-type: none"> ①反力制御抑制機構の定期点検(10, 11, 22, 33) ②反力制御抑制機構の定期点検(13) ③制御棒駆動機構の定期点検(33) ④出力運転試験(10, 33) ⑤単一バルブス運転試験(10, 33) ⑥全形バルブス運転試験(10, 33) ⑦急停止運転試験(10, 33) 	定期点検 炉自費	本課炉6	更新未定	—	NSRR管理課
		原子炉制御設備(制御棒駆動装置)	制御棒駆動機構(安全棒)	中	時間※	<ul style="list-style-type: none"> ①反力制御抑制機構の定期点検(10, 22, 33) ②制御棒駆動機構の定期点検(33) ③出力運転試験(10, 33) ④単一バルブス運転試験(10, 33) ⑤全形バルブス運転試験(10, 33) ⑥急停止運転試験(10, 33) ⑦系統切替試験(制御棒駆動機構作動試験)(34) 	定期点検 炉自費	本課炉6	更新未定	—	NSRR管理課
		原子炉制御設備(制御棒駆動装置)	制御棒駆動機構(調整棒)	中	時間※	<ul style="list-style-type: none"> ①反力制御抑制機構の定期点検(10, 22, 33) ②制御棒駆動機構の定期点検(33) ③出力運転試験(10, 33) ④単一バルブス運転試験(10, 33) ⑤全形バルブス運転試験(10, 33) ⑥急停止運転試験(10, 33) ⑦調整棒駆動機構作動試験(33) 	定期点検 炉自費	本課炉6	更新未定	—	NSRR管理課
		原子炉制御設備(制御棒駆動装置)	制御棒駆動機構(調節用トランジエント棒)	中	時間※	<ul style="list-style-type: none"> ①反力制御抑制機構の定期点検(10, 22, 33) ②制御棒駆動機構の定期点検(33) ③出力運転試験(10, 33) ④単一バルブス運転試験(10, 33) ⑤全形バルブス運転試験(10, 33) ⑥急停止運転試験(10, 33) ⑦系統切替試験(制御棒駆動機構作動試験、反力差投入に要する時間)(33) 	定期点検 炉自費	本課炉6	更新未定	—	NSRR管理課
		原子炉制御設備(出力制御設備)	制御棒駆動機構(高速トランジエント棒)	中	時間※	<ul style="list-style-type: none"> ①反力制御抑制機構の定期点検(10, 22, 33) ②制御棒駆動機構の定期点検(33) ③出力運転試験(10, 33) ④単一バルブス運転試験(10, 33) ⑤全形バルブス運転試験(10, 33) ⑥急停止運転試験(10, 33) ⑦系統切替試験(反力差投入に要する時間)(33) 	定期点検 炉自費	本課炉6	更新未定	—	NSRR管理課
		原子炉制御設備(出力制御設備)	制御棒駆動機構位置指示計	低	時間※	<ul style="list-style-type: none"> ①反力制御抑制機構の定期点検(10, 22, 33) ②制御棒駆動機構の定期点検(33) ③出力運転試験(10, 33) ④単一バルブス運転試験(10, 33) ⑤全形バルブス運転試験(10, 33) ⑥急停止運転試験(10, 33) ⑦系統切替試験(反力差投入に要する時間)(33) ⑧反力制御抑制機構位置指示計の校正(反力差投入に要する時間)(33) 	定期点検 炉自費	本課炉6	更新未定	—	NSRR管理課
		原子炉制御設備(出力制御設備)	調整ブレーカー	低	時間※	<ul style="list-style-type: none"> ①制御棒駆動機構の定期点検(21) 	定期点検 炉自費	本課炉6	更新未定	—	NSRR管理課
		原子炉制御設備(出力制御設備)	出力自動運転制御系	低	時間※	<ul style="list-style-type: none"> ①制御棒駆動機構の定期点検(33) ②調整回路設定機構定期点検(41) ③出力運転試験(10, 33) 	定期点検 炉自費	本課炉6	更新未定	—	NSRR管理課
		原子炉制御設備(出力制御設備)	バルブ自動運転制御系	低	時間※	<ul style="list-style-type: none"> ①制御棒駆動機構の定期点検(33) ②調整回路設定機構定期点検(41) ③全形バルブス運転試験(10, 33) ④急停止運転試験(10, 33) 	定期点検 炉自費	本課炉6	更新未定	—	NSRR管理課
		原子炉制御設備(出力制御設備)	制御用インターロック回路	中	時間※	<ul style="list-style-type: none"> ①制御用インターロック回路の定期点検(34) 	定期点検 炉自費	本課炉6	更新未定	—	NSRR管理課
		原子炉制御設備(出力制御設備)	制御棒自動挿入回路	低	時間※	<ul style="list-style-type: none"> ①制御棒自動挿入回路の定期点検(10, 33) 	定期点検 炉自費	本課炉6	更新未定	—	NSRR管理課
		原子炉制御設備(出力制御設備)	警報回路	中	時間※	<ul style="list-style-type: none"> ①警報回路設定機構定期点検(26, 28, 34, 35, 41) 	定期点検 炉自費	本課炉6	更新未定	—	NSRR管理課
		原子炉制御設備(出力制御設備)	中性子源	低	事後		定期点検 炉自費	本課炉6	更新未定	—	NSRR管理課
		原子炉制御設備(出力制御設備)	制御室	低	事後		定期点検 炉自費	本課炉6	更新未定	—	NSRR管理課

設備保全整理表 (NSRR原子炉施設)

許可書 記載事項	安全対策設備		共用設備(通常の検査期間12月間を越えない期間における定期的な点検及び検査)		中長期検査(通常の検査期間12月間を越える期間での検査)		備考	担当課室				
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (構成)	安全 重要度	保全 方式	事業検査項目 (●立入検査、○巡回点検、△点検記録簿) (※安全技術基準に關する事項)			点検頻度 (●保安規定、○巡回点検、△点検記録簿) ()付きは、事後検査における自主的な 点検	実施書 票引番号	更新改造 票引番号	更新情報
(3)固体廃棄物の廃棄設備		固体廃棄物の廃棄設備	原子炉建屋系廃棄物保管場所	低	時間※	△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1				NSRR管理課
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			NSRR管理課	
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			NSRR管理課	
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			NSRR管理課	
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			NSRR管理課	
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			NSRR管理課	
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			NSRR管理課	
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			NSRR管理課	
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			NSRR管理課	
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			NSRR管理課	
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			NSRR管理課	
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			NSRR管理課	
(1)屋内管理設備		放射線管理施設	放射線モニタリング設備	低	時間※	△点検記録簿(金庫製造機への取付)(21)	巡回点検(作動)	標準1				放射線管理課2課 放射線管理課
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			放射線管理課2課 放射線管理課	
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			放射線管理課2課 放射線管理課	
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			放射線管理課2課 放射線管理課	
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			放射線管理課2課 放射線管理課	
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			放射線管理課2課 放射線管理課	
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			放射線管理課2課 放射線管理課	
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			放射線管理課2課 放射線管理課	
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			放射線管理課2課 放射線管理課	
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			放射線管理課2課 放射線管理課	
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			放射線管理課2課 放射線管理課	
						△点検記録簿(燃料性物質移送配管の外観)(35)	巡回点検(作動)	標準1			放射線管理課2課 放射線管理課	

設備保全整理表 (NSRR原子炉施設)

許可書 記載事項	安全対策設備		共用設備(通常の検査期間12月間を越えない期間における定期的な点検及び検査)				中長期計画(通常の検査期間12月間を越える期間での実施)			備考	担当課				
	大項目 (設備)	中項目 (設備)	小項目 (機材)	保全 方式	検査 要度	定期検査項目 (●立会確認、◎点検確認、○記録確認、 △異常点検)	点検頻度 (◎異常確認、◎点検確認、○記録確認、 △異常点検)	実施 要項 ()付きは、事後検査における自主的な 点検	実施 要項 ()付きは、事後検査における自主的な 点検			点検 頻度	更新 要項	更新 要項	
(2) 風外管理設備			ハンドセットモニタ	時間※*	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1				放射線管理課2課 放射線管理課		
			放射線測定装置	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			排気モニタリング設備	時間※	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			排気ガスモニタ	時間※	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			排気ガスモニタ	時間※	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			空気監視設備												放射線管理課2課 放射線管理課
			原子炉格納容器												放射線管理課2課 放射線管理課
			原子炉格納容器												放射線管理課2課 放射線管理課
			原子炉格納容器												放射線管理課2課 放射線管理課
			原子炉格納容器												放射線管理課2課 放射線管理課
			原子炉格納容器												放射線管理課2課 放射線管理課
			原子炉格納容器												放射線管理課2課 放射線管理課
(1) 構造			原子炉格納容器	時間※	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1				放射線管理課2課 放射線管理課		
			原子炉格納容器	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			原子炉格納容器	時間※	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			原子炉格納容器	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			原子炉格納容器	時間※	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			原子炉格納容器	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			原子炉格納容器	時間※	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			原子炉格納容器	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			原子炉格納容器	時間※	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			原子炉格納容器	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			原子炉格納容器	時間※	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			原子炉格納容器	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
(3) その他の主要な事項			トランプドア	時間※	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1				放射線管理課2課 放射線管理課		
			トランプドア	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			トランプドア	時間※	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			トランプドア	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			トランプドア	時間※	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			トランプドア	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			トランプドア	時間※	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			トランプドア	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			トランプドア	時間※	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			トランプドア	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			トランプドア	時間※	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			トランプドア	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
その他の主要な事項 原子炉格納容器 の 樹膠設備			突発設備	時間	中		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1				放射線管理課2課 放射線管理課		
			突発設備	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			突発設備	時間	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			突発設備	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			突発設備	時間	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			突発設備	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			突発設備	時間	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			突発設備	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			突発設備	時間	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			突発設備	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			突発設備	時間	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			突発設備	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
その他の主要な事項			放射線監視設備	時間	中		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1				放射線管理課2課 放射線管理課		
			放射線監視設備	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			放射線監視設備	時間	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			放射線監視設備	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			放射線監視設備	時間	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			放射線監視設備	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			放射線監視設備	時間	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			放射線監視設備	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			放射線監視設備	時間	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			放射線監視設備	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			放射線監視設備	時間	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	
			放射線監視設備	事後	低		○定時検査 (○年次)	検査1	検査1					放射線管理課2課 放射線管理課	

要領書リスト (NSRR原子炉施設)

種別	種類	要領書・成書 (略称可)		保管場所		担当課	備考		
		索引番号	名称 (章・節)	要領書	成績書 (今年度、過去分)				
検査	定期事業者検査	定事検	原子炉科学研究所NSRR原子炉施設 定期事業者検査要領書	原子炉施設検査室	NSRR資料室	原子炉施設検査室			
	自主検査	炉自検	NSRR原子炉施設 定期事業者検査に係る自主検査要領書 (NSRR本体施設)	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課		
		使自検	NSRR使用施設 定期事業者検査に係る自主検査要領書 (NSRR本体施設)	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課	使用施設	
		放自検	定期事業者検査 (原子炉施設) に係る自主検査要領書 (NSRR放射線管理施設)	安全管理棟3階	安全管理棟3階	燃料試験施設放射線管理室 (107号室)	放射線管理第2課		
		特自検	NSRR特定施設の自主検査要領	工務管理棟2階	工務管理棟2階	運転第4子一ム居室	工務第1課	使用施設と共通	
		点検	点検	第1編 総則	技術管理子一ム居室	技術管理子一ム居室	NSRR管理課		
	所長制定文書	保安規定	保規2	第2編 放射線管理	技術管理子一ム居室	技術管理子一ム居室	NSRR管理課		
			保規7	第7編 NSRRの管理	技術管理子一ム居室	技術管理子一ム居室	NSRR管理課		
			安取手引	原子炉科学研究所放射線安全取扱手引	—	—	—	—	使用施設と共通
			運手引	NSRR本体施設運転手引	NSRR資料室	NSRR資料室、技術管理子一ム居室	NSRR管理課		
使手引			NSRR本体施設使用手引	NSRR資料室	NSRR資料室、技術管理子一ム居室	NSRR管理課	使用施設		
医薬用外			医薬用外毒劇物管理マニュアル (NSRR管理課)	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課			
特運手引			NSRR特定施設運転手引	工務管理棟2階	工務管理棟2階	運転第4子一ム居室	工務第1課	使用施設と共通	
放手引1		放射線管理手引 (施設放射線管理編)	安全管理棟3階	安全管理棟3階	NSRR L-205	放射線管理第2課	使用施設と共通		
放手引2		放射線管理手引 (放射線測定機器管理編)	安全管理棟2階	安全管理棟2階	燃料試験施設放射線管理室 (107号室)	線量管理課	使用施設と共通		
課長制定文書		炉自点	NSRR原子炉施設 自主点検要領書 (NSRR本体施設)	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課		
	本課1	NSRR非常用防護資器材管理要領	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課	使用施設と共通		
	本課2	放射性廃棄物移送配管の点検要領	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課	使用施設と共通		
	本課3	NSRR放射性廃棄物等の管理要領	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課	使用施設と共通		
	本課炉1	NSRR巻巻飛来物の管理要領	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課			
	本課炉2	NSRR森林の管理要領	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課			
	本課炉3	NSRR本体施設点検要領書	NSRR資料室	NSRR資料室	技術管理子一ム居室	NSRR管理課			
中長期保守	課長制定文書	本課炉4	特定化学設備等 定期自主検査要領書	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課			
		本課炉5	NSRR予備品保管管理要領	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課			
		特課1	NSRR特定施設の自主点検要領	工務管理棟2階	工務管理棟2階	運転第4子一ム居室	工務第1課	使用施設と共通	
		特課2	NSRR設備機器の月例点検要領	工務管理棟2階	工務管理棟2階	運転第4子一ム居室	工務第1課	使用施設と共通	
		放課1	管理用計測機器の点検要領	安全管理棟3階	安全管理棟3階	燃料試験施設放射線管理室 (107号室)	放射線管理第2課	使用施設と共通	
		本課炉6	NSRR原子炉施設保全計画 (2019年度～2023年度) に基づく点検要領書	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課		
		本課炉7	NSRR専業所内運搬容器定期自主検査要領書	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課		

承認	同意	確認	確認	作成	作成	作成
研究炉 加速器 技術部長	原子炉 主任 技術者	工務 技術 部長	放射線 管理 部長	NSRR 管理 課長	工務第1 課長	放射線 管理第2 課長
R3/5/31	R3/5/31	R3/5/31	R3/5/31	R3/5/28	R3/5/28	R3/5/28

NSRR 原子炉施設 施設管理実施計画

令和3年5月

原子力科学研究所
研究炉加速器技術部 NSRR管理課
工務技術部 工務第1課
放射線管理部 放射線管理第2課

(目的)

第1条 本計画は、NSRR原子炉施設の施設管理に当たり、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」第9条第1項第3号の定めにより策定した「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、同条第1項第4号に基づき、施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）として定めたものである。

(第4号イ 施設管理実施計画の始期及び期間)

第2条 施設管理実施計画の始期は、定期事業者検査を開始する日とし、その期間は、次の定期事業者検査を開始する前の日までとする。

2 前項の定期事業者検査の時期については、原子力科学研究所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）第7編第6条（年間運転計画）に基づき作成するNSRR原子炉施設の「年間運転計画」に定める。

(第4号ロ 設計及び工事)

第3条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設の使用前事業者検査を伴う修理及び改造に係る設計及び工事を行おうとするときは、保安規定第7編第27条（修理及び改造）に基づき「修理及び改造計画」を作成し、それに基づき業務を実施する。

2 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の計画の作成及び業務の実施に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」及び「調達管理要領」並びに研究炉加速器技術部、工務技術部及び放射線管理部の「業務の計画及び実施に関する要領」及び「設計・開発管理要領」に基づき、必要な手続きを行う。

3 NSRR管理課長は、修理及び改造を伴わない設計及び工事の計画の認可申請に係る業務の実施に当たっては、前項と同様に必要な手続きを行う。

(第4号ハ 施設の保全のために実施する巡視)

第4条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、保安規定第7編第23条（原子炉運転中の巡視）、第29条（原子炉停止中の巡視）、第29条の4（竜巻飛来物の管理）、第63条（固体廃棄物の保管）及び保安規定第2編第38条（放射線測定機器の維持点検及び巡視）並びに保安規定に基づき定める「NSRR本体施設運転手引」、「NSRR特定施設運転手引」、「放射線管理手引（施設放射線管理編）」その他下部要領に基づき、当該施設の保安のための巡視を行う。

(第4号ニ 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期)

第5条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、保安規定第7編第24条の4（施設管理実施計画等の策定）に基づき「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定する。

2 点検及び定期事業者検査の方法及び実施頻度については、前項の「設備保全整理表」に定める。定期事業者検査の時期については、第2条の年間運転計画に定める。

3 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検、検査等の実施及び使用

前事業者検査の実施に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」及び「調達管理要領」、研究炉加速器技術部、工務技術部及び放射線管理部の「監視機器及び測定機器の管理要領」及び「試験・検査の管理要領」、保安規定に基づき定める「NSRR本体施設運転手引」、「NSRR特定施設運転手引」、「放射線管理手引（施設放射線管理編）」その他下部要領並びにNSRR原子炉施設の「定期事業者検査計画」、「定期事業者検査要領書」、「使用前事業者検査実施計画書」及び「使用前事業者検査要領書」に基づき行う。

(第4号ホ 工事、点検、検査等を実施する際の保安確保のための措置)

第6条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、第3条の工事及び第5条の点検、検査等を実施する際、保安の確保のために措置を講じる必要がある場合は、保安規定第2編第2章第5節作業環境の管理から第7節汚染された物品の管理並びに原子力科学研究所の「放射線安全取扱手引」に基づき、必要な措置を講じる。

2 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の措置に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」並びに研究炉加速器技術部、工務技術部及び放射線管理部の「業務の計画及び実施に関する要領」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ヘ 設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価)

第7条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第3条の設計及び工事の結果について、原子力科学研究所の「調達管理要領」、研究炉加速器技術部、工務技術部及び放射線管理部の「設計・開発管理要領」に基づき確認及び評価する。

2 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第4条の巡視の結果について確認する。

3 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第5条の点検、検査等の結果について確認する。

4 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第2項及び前項の結果について、保安規定第7編第24条の6（保全活動の有効性評価及び改善）及び原子力科学研究所の「保全有効性評価要領」に基づき評価を行う。

5 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第1項から前項の確認及び評価に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ト 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善)

第8条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、前条第1項の確認及び評価の結果、処置が必要な場合は、必要な改善を行う。また、前条第2項から第4項の確認及び評価の結果、処置が必要な場合は、保安規定第7編第24条の6（保全活動の有効性評価及び改善）及び原子力科学研究所の「保全有効性評価要領」に基づき、必要な改善を行う。

2 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の改善の実施に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」並びに「不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置

要領」及び「水平展開要領」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号子 施設管理に関する記録)

第9条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第2条から第8条までの業務に関する記録について、原子力科学研究所、研究炉加速器技術部、工務技術部及び放射線管理部の「文書及び記録の管理要領」に基づき管理する。